広島県赤十字有功会会則

(名称)

第1条 本会は、「広島県赤十字有功会」(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、日本赤十字社広島県支部内に置く。

(目的)

第3条 本会は、日本赤十字社広島県支部の赤十字活動に協力し、赤十字精神の普及と その事業の推進に寄与するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 赤十字精神の普及・啓発
 - (2) 赤十字活動の支援及び会員の増強
 - (3) 会員の研修と相互の親睦
 - (4) その他本会の目的を達成するために必要と認める事業

(組織)

第5条 本会は、日本赤十字社に多額の社資及び事業資産を拠出し、日本赤十字社有功章を授与された広島県在住の個人及び法人・団体の代表者をもって組織する。

(入会及び退会)

- 第6条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を提出するものとする。
- 2 会員は、何時でも本会を退会することができる。
- 3 会員は、次に掲げる事由によってその資格を失う。
- (1) 死亡(法人・団体にあっては解散)。
- (2) 会費を特別な理由なく3年以上滞納したとき。

(役 員)

第7条 本会に次の役員を置く。

会長1名副会長4名以内常任委員若干名監事2名

(役員の職務)

第8条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 常任委員は、会の運営に参画する。
- (4) 監事は、会務を監査する。

(役員の任期)

- 第9条 役員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員会)

- 第10条 会長は、必要に応じ役員会を招集する。
- 2 役員会は、事業計画その他重要事項を審議する。
- 3 役員会の議長は、会長があたるものとする。

(総会)

- 第11条 総会の招集は会長が行い、会長が議長となる。
- 2 総会は、次の事項を審議する。
- (1)役員の選出に関すること。
- (2) 予算、決算に関すること。
- (3) 会則に関すること。
- (4) 事業計画に関すること。
- (5) 1件100万円を超える支出に関すること。
- (6) その他重要な事項。
- 3 前項の議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(幹事)

第12条 本会に幹事1名を置き、本会の庶務を掌り、日本赤十字社広島県支部事務局 長をもってこれにあたる。

(経費)

第13条 本会の経費は、会員の拠出する会費及び寄付金をもってこれに充てる。

(会 費)

第14条 会費は、年額5,000円とする。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

(附則)

本会則は、平成17年 9月17日から施行する。 本会則は、令和 元年 7月11日から施行する。